

指定地区での届出

沿道景観保全地区や沿道環境美化地区での次のような行為については、事前の届出が必要です。

○届出が必要な行為

	行為の内容	届出が必要となる規模等	届出先	届出内容
沿道景観保全地区	大規模建築物等の新築、増築、改築又は移転	(建築物) ・高さ 13 m 又は建築面積 500 m ² を超えるもの	土木事務所	行為の場所、期間、内容等 【届出書】 (様式あり) 【添付書類】 関係図面等 (見取図・配置図・現状写真など)
	大規模建築物等の外観の変更	(工作物) ・煙突、コンクリートプラント等 高さ 13 m を超えるもの ・擁壁 高さ 5 m を超えるもの		
	土石等の採取	面積 1,000 m ² を超え、かつ、のりの高さ 2 m を超えるもの	土木事務所 振興局	
	宅地の造成その他の土地の形質の変更		土木事務所	
沿道景観保全樹木の伐採又は移植	維持管理のための伐採又は移植以外の全ての行為	振興局		
沿道環境美化地区	大規模建築物等の新築、増築、改築又は移転	沿道景観保全地区と同じ規模	土木事務所	
	大規模建築物等の外観の変更			
	屋外における物品の集積又は貯蔵	高さ 2 m を超えかつ面積 100 m ² を超えかつ、集積等の期間が 90 日を超えるもの	保健所等	

- ・行為着手の 30 日前までに、正本 1 部 + 副本 2 部を届出先へ提出。
- ・ご不明な点は、土木建築部都市・まちづくり推進課 景観・まちづくり班 (TEL097-506-4671) または各届出窓口へお問い合わせください。